

指名停止措置の概要

社名

- 指名停止措置業者名： 有限会社阿波牛の藤原
法人番号： 9480002012516
住 所： 徳島県板野郡松茂町広島字東裏3番地
- 指名停止措置期間： 令和5年3月29日から令和5年6月28日まで(3ヵ月)
- 指名停止措置の範囲： 四国地方測量部管内
- 事実概要：

有限会社阿波牛の藤原の代表は、令和2年10月に藍住町教育委員会が発注した学校給食用の阿波牛の購入先選定のため実施した「見積もり合わせ」において、藍住町副町長より当時の藍住町議を通じ、既に提出された他業者の見積書の最低価格の情報を入手し、自身は他業者を下回る価格の見積書を提出して自身の会社に受注させたとして、令和5年2月13日、公契約関係競売等妨害容疑で徳島県警に逮捕された。

- 指名停止措置理由：

物品・役務の有資格登録業者である有限会社阿波牛の藤原の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 領	期 間
1～9 略	略
(公契約関係競売等妨害又は談合)	
10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上12ヵ月以内
11～16 略	略

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 大橋 秀己 電話 029-864-4385 (直通)
総務部契約管理官 野本 英樹 電話 029-864-6870 (直通)